

議案第 6 号

岡山県市町村総合事務組合情報公開条例及び
岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例
の一部改正

岡山県市町村総合事務組合情報公開条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 6 号）及び岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例（平成 27 年岡山県市町村総合事務組合条例第 7 号）の一部改正について、別紙のとおり提出する。

平成 30 年 3 月 27 日提出

岡山県市町村総合事務組合
管理者 山 崎 親 男

[提案理由]

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）及び行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行に伴い、組合が保有する個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、条例を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合情報公開条例及び岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

(岡山県市町村総合事務組合情報公開条例の一部改正)

第1条 岡山県市町村総合事務組合情報公開条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)」を加える。

(岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例の一部改正)

第2条 岡山県市町村総合事務組合個人情報保護条例(平成27年岡山県市町村総合事務組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、同条第5項中「第2項」を「第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録され

ることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報という。

第7条中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第31条において「電磁的記録」という。）」を「電磁的記録」に改める。

第9条中「き損」を「毀損」に改める。

第17条第1項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第17条第2項中「第2条第7項第2号」を「第2条第9項第2号」に改める。

第18条第1項中「第6号」を「第7号」に、「第8号」を「第9号」に、「第9号」を「第10号」に、「第3項において」を「以下に」に改め、同条3項中「第6号」を「第7号」に改める。

第21条第3号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第22条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第43条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に、「第2項」を「第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」に改める。

第45条第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山市町村総合事務組合情報公開条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第6条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 <u>(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)</u> により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第6条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 _____</p> <p>_____ により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(3)～(6) 略</p>

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u></p> <p>_____を</p> <p>_____を</p> <p>_____を</p> <p>いう。</p> <p><u>(1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>(2) 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>3 この条例において「個人識別符号」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p><u>(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p> <p>4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

人の人種，信条，社会的身分，病歴，犯罪の経歴，犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

5 略

6 略

7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。）の規定により記録された特定個人情報をいう。

8 略

9 略

10 略

(利用目的の明示)

第 7 条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録

_____を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) 略

(安全確保の措置)

第 9 条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第 17 条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、管理者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) 略

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 略

(8) 略

(9) 略

3 略

4 略

5 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項

_____の規定により記録された特定個人情報をいう。

6 略

7 略

8 略

(利用目的の明示)

第 7 条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式，磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第 31 条において「電磁的記録」という。)を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1)～(4) 略

(安全確保の措置)

第 9 条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第 17 条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、管理者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1)～(5) 略

(新設)

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(10) 略

(11) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)～(6) 略

(7) 第2条第9項第2号に係る個人情報ファイル

3 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含

(9) 略

(10) 略

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1)～(6) 略

(7) 第2条第7項第2号に係る個人情報ファイル

3 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第18条 実施機関は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げる事項その他規則で定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)～(2) 略

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含

む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(4)～(6) 略

(部分開示)

第 22 条 略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 3 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第 43 条 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第 8 号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項（これらの規定を番号法第 26 条において準用する場合を含む。））に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第 45 条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、

む。) _____ 又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ 略

(4)～(6) 略

(部分開示)

第 22 条 略

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 3 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等_____の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第 43 条 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者

_____（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項

_____に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第 45 条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、

当該各号に定める措置を請求することができる。
ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略

当該各号に定める措置を請求することができる。
ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 略

2 略